

危機管理マニュアル

第3版

- 1 地震発生時における予防と対応
- 2 火災時における予防と対応
- 3 その他の自然災害における予防と対応
- 4 事故・事件発生時における予防と対応
- 5 事件発生（不審者）時における対応と予防

学校法人峰本学園

認定こども園

秋田太陽幼稚園・ベビー園

はじめに

このマニュアルは、学校法人峰本学園認定こども園秋田太陽幼稚園・ベビー園におけるすべての教職員が、火災・災害・事件・事故等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・教職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

1 地震発生時における予防と対応

1. 予防(事前の環境整備)

避難訓練は、大規模地震時においても、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても、適切な対応ができるよう環境を整えておくことが大切である。

- (1) 地震時に、転倒しやすい家具、備品等が転倒防止なされているか点検する。
- (2) 地震時に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- (3) 避難経路に障害物がないことを常に確認する。
- (4) 日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で、子どもの行動、特性をしっかりと把握する。

2. 大地震発生時の対応

(1) 園舎内で地震が起きた場合

- ① 園児に安心できるような言葉をかけ、姿勢を低くして、落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ② 積木・窓ガラス・その他倒れやすいものなどから園児を遠ざけ、揺れが治まるまで様子を見る。
- ③ 園児が眠っているときには、落下物から身を守る対応をする。(毛布・布団等を利用する。)
- ④ 教職員は、できるだけ速やかに、戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ⑤ 乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ⑥ 揺れが治まったら、園庭へ避難し、全園児の安全と人数の確認を行い、施設内には安全が確認できるまで立ち入らない。

(2) 園舎外(園庭・プール)で地震が起きた場合

- ① 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め、揺れの治まりを待つ。
- ② 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。

- ③ プールでは、すばやく水からあげ、安全な場所に集合させ、揺れの治まりを待つ。
 - ④ どの場面でも揺れが治まり次第、速やかに園児の安全確認を行い、園庭で指示があるまで一時待機する。
- (3) 園外保育(散歩等)で地震が起きた場合
- ①揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの治まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
 - ② 切れた電線には絶対触らないようにする。
 - ③ ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下物転倒物に注意する。
 - ④ 携帯電話で園に連絡を入れ、必要な場合には応援を要請する。その間、近隣の安全な場所で待機する。
 - ⑤ 全員が無事で自力で戻れるようなら、安全を確認しながら、慎重に園に戻る。
- (4) 登園降園時
- 登園降園時は異年齢集団であり保護者の出入りが激しい等、非常に流動的であることを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には(1)の園舎内を参考にし、その他注意すべきを以下の通りとする。
- ・居合わせた保護者に協力を求め、退避行動を指示する。
 - ・園長は、災害の状況により、その後の園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立札や張り紙などで入口付近に掲示する。
- (5) バス送迎時
- ① 園児の安全第一に対応し落ち着いて行動する。
 - ② バス送迎は中止し園児の安全を確保してから、携帯電話で園に連絡をとる。
 - ③ 窓ガラス・看板など破片落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレールなどを通して感電することがあるので十分に注意する。
- (6) 長時間保育中
- ① 居合わせた保護者に協力を求め、退避行動をする。
 - ② 揺れが治まり次第、預かり保育出席者名簿で子供の人数及び安全確認を行う。
 - ③ 担当職員は揺れが治まり避難後、園児を保護者に引き渡すまで職務にあたる。
 - ④ 園長は、災害の状況により、その後の園の業務ができるかどうか判断して立札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- (7) 避難
- ① 大地震が起きてもすぐに園を離れるのではなく、園や周囲に火災が発生した場合や、津波の恐れがある場合、園舎の被災が大きく危険であると判断した場合は、**秋田市指定緊急避難場所**や行政の提示する震災救援所の一時集合場所に避難する。また、津波の恐れがある場合は、園2階や近隣の高台建物(南高校)に避難する。
 - ② 園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために、行き先がわかるよう「**はいチーズ**」で知らせると共に正門・建物にも掲示する。

2 火災時における予防と対策

1. 事前の環境整備

(1) 避難訓練等の実施

避難訓練・通報訓練・消火訓練を実施。計画等詳細は別に定める。

(2) 施設設備の点検

- ① 出火元となりやすいガス器具・コンセント・配線・配電等の正しい使用方法を習得及び正常に作動しているか点検する。
- ① 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得する。
- ② 避難経路に障害物がないか常に確認する。
- ③ 防火管理者および火元責任者を明示し、責任を持って日常の点検や整備を実施する。
- ④ 保育教諭は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日常の保育の中で子供の行動特性をしっかりと把握しておく。

2. 火災発生時の手順

(1) 保育中に火災が発生した場合

- ① 火災を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ② 知らせを受けた職員は、速やかに園長及び他の職員に知らせる。
- ③ 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ④ 消防署へ通報。
- ⑤ 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないようにする。
- ⑥ 出火元・火のまわり具合・煙・風向きなどを考え、より安全な場所に避難する。
- ⑦ 安全な場所まで避難した後で、状況により「はいチーズ」で保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。
- ⑧ 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より関係各所へ連絡をし今後の対応を早急に決定する。

3 その他の自然災害時における対応と予防

1. 風水害及び台風

(1) 保育中に風水害及び台風が発生した場合

- ① 強風や大雨の際は保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ② 風で飛ばされそうな遊具その他は飛ばないようにする。
- ③ 漏水等を発見したら速やかに報告する。
- ④ 付近の河川で洪水注意報や警報が発令された場合は、迅速に情報収集をし、

今後の天候等を踏まえて判断し、安全確保を図る。

(2) 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

① 風で飛ばされそうな遊具その他は飛ばないようにする。

② ラジオ・テレビ等で情報を収集し、園長が登園・休園を判断する。

・休園になった場合は、園長より緊急連絡網あるいは「はいチーズ」で教職員及び保護者に知らせる。

・教職員は、園に出勤し保護者からの連絡に対応する。

③ 風水害により施設に被害が出た場合

園長が施設の被害を確認し理事長に報告。翌日以降の保育ができるか速やかに判断して、保護者と教職員に周知できるよう「はいチーズ」で知らせる。

2. 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し天候の崩れからも予測できるので、園にいる場合は建物内に速やかに避難する。また、園外保育等の外出時に落雷の恐れを予測した場合は、以下の事を頭に入れて避難するのが望ましい。

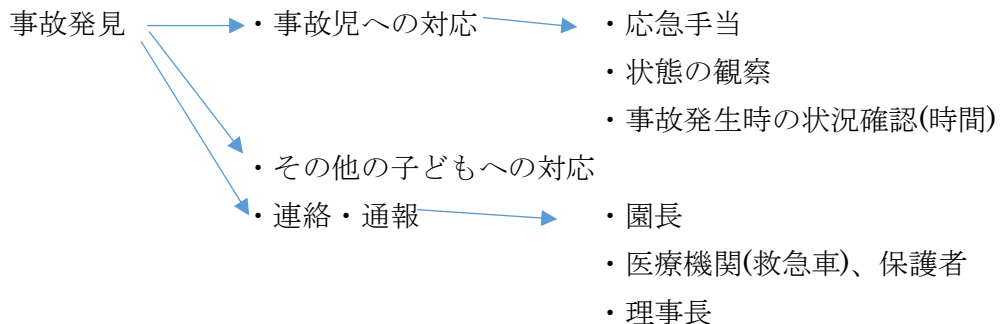
(1) 園で保育中に落雷が発生した場合

① 落雷前後は雨が降ることが予想されるが、雷(電流)は、物体の中を流れるとき、表面のほうを多く流れ、中心部を流れることは少なくなるという表面効果があり、この為雨宿り等で軒先にいることは大変危険であるので退避場所は慎重に選択しなければならない。

② 周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由により避けること。

4 事故発生時における対応と予防

1. 事故発生時の基本的な流れ



2. 事故発生時の対応

① 園長又は代理は、事故の状況を速やかに把握し記録する。

ア 事故の状況・原因・場所・時間

イ 子どもの状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態)

- ウ 事実に基づいた記録を時間を追って残す。
- ② 必要処置の判断は単独で行わない。
 - ③ 緊急を要さない医療機関への受診は、保護者の確認を得る。
 - ④ 下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関に受診する
 - ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしたりしている
 - イ 顔色が悪く、ぐったりしている
 - ウ 出血が止まらない
 - エ 嘔吐を繰り返している
 - オ 化学物質を誤飲した
 - カ 熱傷や火傷の面積が広い
 - キ 園長やそれに代わるものが判断した場合
 - ⑤ 医療機関に受診する際は事前に病院に連絡をし、フリー職員が付き添い、処置に必要な①の情報と子どもの既往歴やアレルギー等の有無を医師に伝える。
 - ⑥ 保護者への対応は事故の発生状況・医療機関の診察・結果・今後の受診の有無を正確に説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

※各発生ケース（午睡・食事・プール（水遊び）・園外活動）については、
事故防止および事故発生時対応マニュアルのとおりとする。

3. 安全計画

園長又は代理は、事前に事故に対する安全計画を作成し職員に周知する。

(1) 事前情報収集

- ① 園児の既往歴・アレルギーの有無・健康保険者番号、保護者の緊急連絡先など事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- ② 医薬品の把握を行っておく。
- ③ 日常の園内の施設、遊具、保育室内、園庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

(2) 事故発生時対応フローチャート（別紙 参照）

- ① 事故発生時の対応をわかりやすくフローチャートにしたものを作成し、全職員に配布し周知徹底しなければならない。

(3) 園外での保育活動についての諸注意

園外に行く場合は事前に下見にいき、危険個所や注意箇所を確認する。また子ども一人ひとりの行動特性や性格を把握することも大切である。

- ① 園外保育へ出発前に、子どもの人数を把握する。
- ② 携帯電話を持つこと。
- ③ 移動中は、信号など危険を予測できるような場面において、引率の職員同士で園児に注意の声掛けを積極的に行うようにする。

- ④ 帰園時は、園長に報告する。

5 事件発生（不審者）時における対応と予防

認定こども園等における子ども事件は近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為が予想される。そのため園においてできる限りの防犯対策をしておくことが必要である。

1. 施設面の対応

(1) 園の出入り口の管理

- ① 園の正門および裏門については、登園後は、不審者の侵入を防ぐため門をしめる。裏門の施錠については、原則 9 時 30 分～13 時 30 分（この時間に限らず、長時間保育中、園庭で遊ぶ際は施錠する）また、遅刻等をする場合は、正門横の通用門から出入りすることとする。防犯カメラを設置し、園内モニター画面で確認することができ、日常的に記録する。
- ② 園の建物は、園児が園庭にスムーズに出入りできるように考えられているため、原則施錠をするが、登園時は不審者がいないか確認を含め、玄関に職員を配置する。
- ③ 園長は、日常的にフェンスなどを点検し、不審な個所は速やかに補修などの対応をする。

(2) 来園者の管理について

- ① 来園者は、玄関横にあるインターフォンで要件を伝える。対応した職員は、内容確認（来園者の氏名・要件等）を行う。内容確認後、玄関を解錠する。対応した際、不審者（疑い）を発見した場合、園長または責任者等へ報告する。その後、園長または責任者等が対応し、園で防犯対応マニュアルを基に状況に応じて退去を求める。

2. 職員の対応

- (1) 見知らぬ来園者を確認したら、職員室に連絡をする。
- (2) 警察や行政機関からの情報に対しては全職員に周知する。

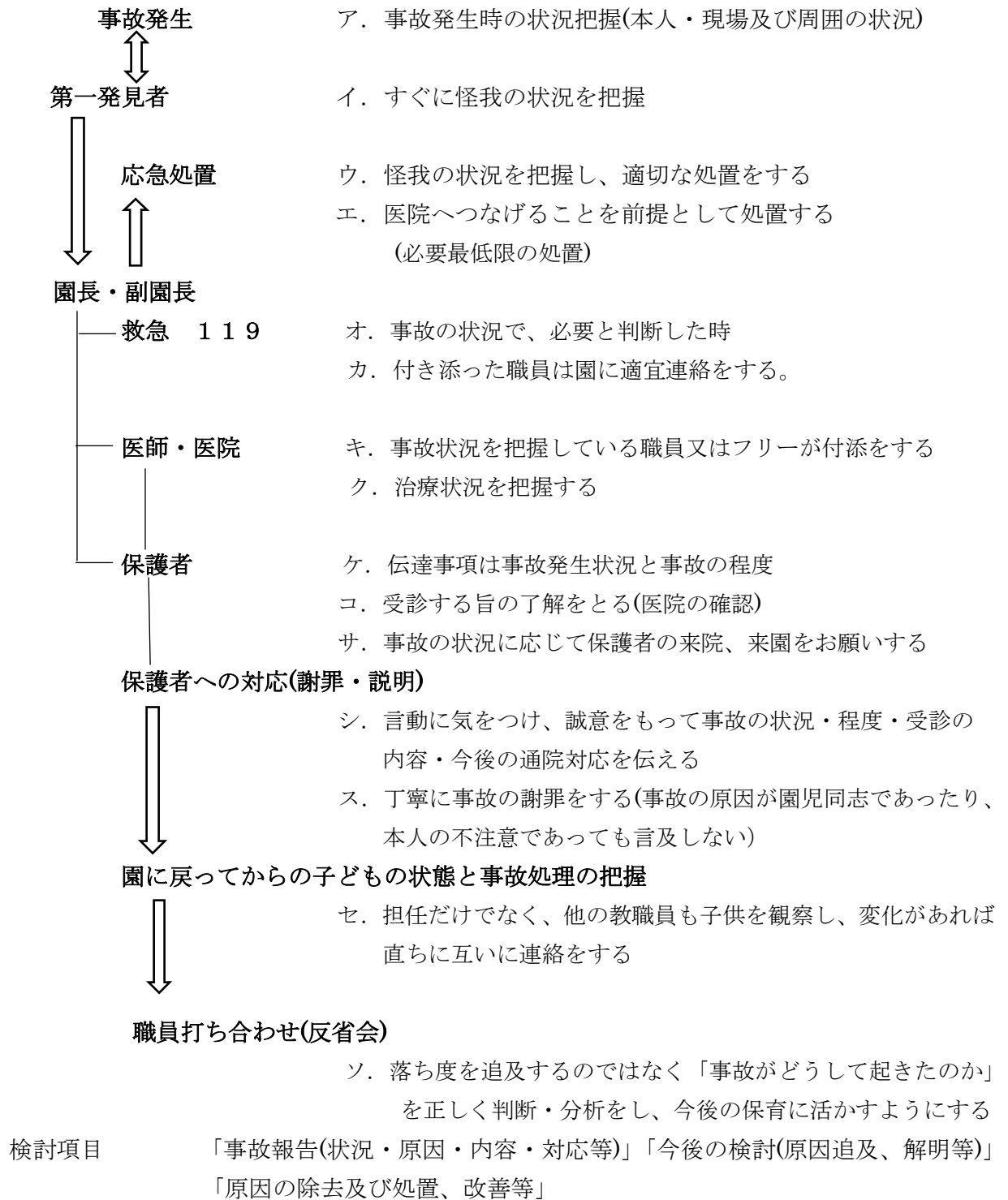
3. 園児及び職員に危害が及ぶ事態となった場合の対応

(1) 子どもの安全確保

- ① 子どもの安全を最優先に考え、職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手と対峙し、もう片方が園児の退避行動を指導して退避する。
- ② 非常ベルを鳴らし、警察に通報する。
- ③ 相手にはできる限り複数の男性職員で対峙することが望ましいが、凶悪な場合や凶器を持っている場合は、速やかに退避する。
- ④ 子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

事故発生フローチャート I

園内で事故が発生した場合



ア. 事故発生時の状況把握(本人・現場及び周囲の状況)

イ. すぐに怪我の状況を把握

ウ. 怪我の状況を把握し、適切な処置をする

エ. 医院へつなげることを前提として処置する
(必要最低限の処置)

オ. 事故の状況で、必要と判断した時

カ. 付き添った職員は園に適宜連絡をする。

キ. 事故状況を把握している職員又はフリーが付添をする

ク. 治療状況を把握する

ケ. 伝達事項は事故発生状況と事故の程度

コ. 受診する旨の了解をとる(医院の確認)

サ. 事故の状況に応じて保護者の来院、来園をお願いする

保護者への対応(謝罪・説明)

シ. 言動に気をつけ、誠意をもって事故の状況・程度・受診の内容・今後の通院対応を伝える

ス. 丁寧に事故の謝罪をする(事故の原因が園児同志であったり、本人の不注意であっても言及しない)

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

セ. 担任だけでなく、他の教職員も子供を観察し、変化があれば直ちに互いに連絡をする

職員打ち合わせ(反省会)

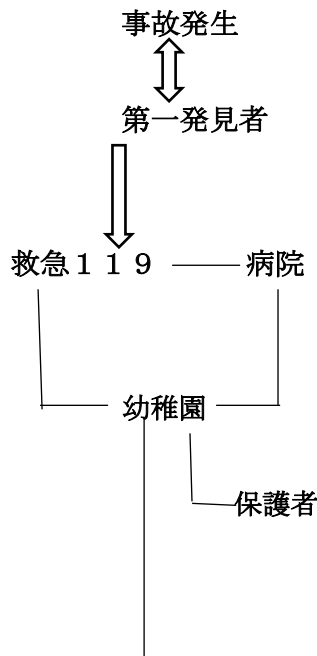
ソ. 落ち度を追及するのではなく「事故がどうして起きたのか」を正しく判断・分析をし、今後の保育に活かすようにする

※ 保護者との対話は必ずメモをとり記録に残す

※ 事故発生からの対処、保護者とのやり取りなどは、時間入り行動表を作る

事故発生フローチャートⅡ

園外保育で事故が発生した場合



ア. 事故発生時の状況把握(本人・現場及び周囲の状況)

イ. 速やかに他の職員に声掛けをする

ウ. 情報は正確に把握し、指示決定する

エ. 事故の状況により、適切な行動・連絡をする。連絡先の順序は状況に応じて対応する。

オ. 病院への搬送は職員が同伴し、状況伝達・治療等把握する

カ. 幼稚園には適宜連絡をし、指示を仰ぐようにする

キ. 事故の発生状況と事故の程度を伝達し、医療機関にかかる場合は、保護者に受診する旨の了解をとり、状況に応じて来院・来園をお願いする。

園に戻ってからの子どもの状態と事故処理の把握

ク. 担任だけではなく、他の職員も子供の観察をし、変化があれば直ちに連絡をする

お迎えの時の対応(保護者への謝罪・説明)

ケ. 言動に気をつけ、誠意をもって事故の状況・程度・受診の内容今後の通院対応、担当から治療費の説明を行う

コ. 丁寧に事故の謝罪をする。事故の原因が園児同志であったり、本人の不注意であっても言及はしない

職員反省会

日をおかず、速やかに行う

サ. 落ち度を追及するのではなく「事故がどうして起きたのか」を正しく判断・分析をし、今後の保育に活かすようにする

検討項目

「事故報告(状況・原因・内容・対応等)」「今後の検討(原因追及、説明等)」
「原因の除去及び処置、改善等」

※ 保護者との対話は必ずメモをとり記録に残す

※ 事故発生からの対処、保護者とのやり取りなどは、時間入り行動表を作る